

新型コロナ行政検査「唾液」採取時の注意点（お願い）

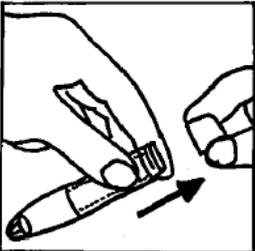
先日より、新型コロナ行政検査においても「唾液」による検査が可能となりました。和歌山市では、検体採取時の患者への負担軽減および医療者の感染リスク低減を考慮し、綿花（スワブ）タイプの採取容器を採用していますが、数検体において、唾液の採取量不足による、検査不能事例がありました。考察の結果、単に綿花を2分間、口に含むだけの状況によって起こっています。採取方法の特性上、採取後、医療側が採取量を確認できませんので、患者様に対しての「説明書」の見直しを行いました。

つきましては、検査に必要な唾液量としましては、1～2cc必要ですので、患者様に対して、「しっかり唾液を分泌させ、綿花にしみこませさせる」旨の説明を改めて、お願いいたしますよう、ご協力お願いいたします。

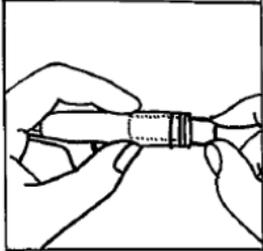
【だ液の取り方】 R2. 9. 29更新版 （患者用）

注意：採取直前の飲食、うがい、歯磨きは禁止です。30分あけてください。

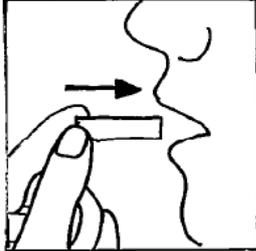
①キャップをあける



②綿を出す（内容器は抜かない）



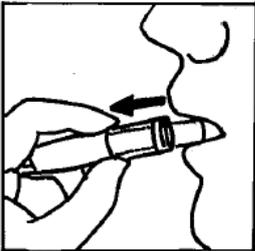
③綿を口の中へ全部入れる



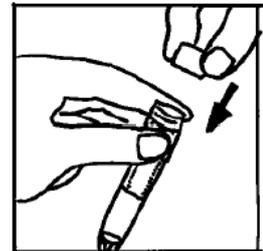
④ だ液をしっかり出す

2分間かまず、あめ玉をなめるようにして、綿にだ液をたっぷり含ませて下さい。

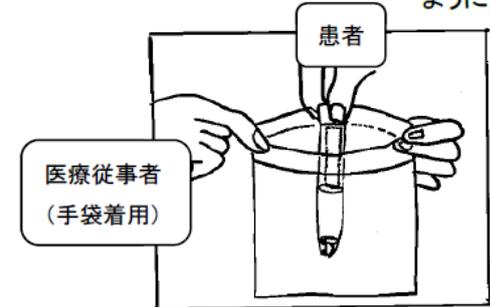
⑤ 口から綿を出しながら直接、容器に入れる
又は、手で取り出して容器に入れる



⑥ 容器に綿を入れて、キャップをしめる



⑦ 医療従事者が持っているポリ袋に触れないように入れる



上記、改定した患者様への説明書は次回より順次配布いたしますが、取り急ぎ、和歌山市感染症情報センターHPに掲載していますのでご活用ください。

また、患者様によっては、綿花（スワブ）で採取が困難な方もありますので、直接採取する容器も用意していますので、必要な場合は、連絡いたしますよう併せてお願いいたします。